

広島県告示第九百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたので、これを告示する。

令和八年九月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

第一 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和八年九月二十四日

第二 特定収納事務に係る歳入等

一 歳入金の内、地方自治法施行規則第十二条の二の二十に定めるものを除く、次の歳入

- ・ 分担金及び負担金
- ・ 使用料及び手数料
- ・ 財産収入
- ・ 寄附金
- ・ 諸収入

二 歳出の過払い等による戻入金

三 歳入歳出外現金